

熊本県職員健康情報等取扱要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、業務上知り得た熊本県職員の心身の状態に関する情報（以下「健康情報等」という。）を適切かつ有効に取り扱うことを目的として定めるものとする。

(目的)

第2条 知事部局、議会事務局及び各種委員（会）事務局（教育委員会、公安委員会を除く。）の職員における業務上知り得た健康情報等は、「健康確保措置の実施」又は「安全配慮義務の履行」のため、本要綱にのっとり、適切に取り扱うものとする。

2 健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、前項で定めた利用目的の達成に必要な範囲を越えて、健康情報等を取り扱ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 法令又は熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）（以下「条例」という。）に定めがあるとき。
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (3) 他の実施機関から提供を受けるとき。
- (4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関から収集する場合において、本人以外の者から収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集することによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
- (6) 実施機関が当該実施機関の所管する個人情報取扱事務に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合において、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (7) 他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所管する事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められるとき。

(健康情報等)

第3条 健康情報等の種類は、別表1に定めるとおりとする。

(健康情報等の取扱い)

第4条 「健康情報等の取扱い」とは、健康情報等に係る収集から保管、使用（第三者提供を含む。）、消去までの一連の措置を指し、別表2のとおり定義する。

(健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲)

第5条 健康情報等を取り扱う者は、別表3に定める者とする。

- 2 健康情報等を取り扱う責任者（以下「責任者」という。）は、総務部長とし、健康情報等の取扱業務の管理は、総務部総務私学局総務厚生課長が行う。
- 3 健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲は、別表4に定めるとおりとする。
- 4 前項に定める権限を越えて健康情報等を取り扱う場合は、責任者の承認を得るとともに、職員本人の同意を得るものとする。

- 5 健康情報等を取り扱う者は、職務を通じて知りえた職員の健康情報等を他人に漏らしてはならない。

(健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法)

第6条 健康情報等を取り扱う場合には、あらかじめその利用目的・取扱方法を職員本人に通知又は公表するものとする。公表していない場合であって情報を取得したときには、速やかにその利用目的等を職員本人に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて個人情報取扱事務の目的が明らかであると認められるとき。

- 2 健康情報等を収集する場合の職員本人の同意の取扱いは、別表5に定めるとおりとする。ただし、第2条第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、職員本人の同意取得は必要としないものとする。

(健康情報等の適正管理の方法)

第7条 健康情報等は、利用目的の達成に必要な範囲において、正確かつ最新の内容に保つように努めるものとする。

- 2 健康情報等の漏えい・紛失・改ざん等を防止するため、次の各号に定めるとおり、組織的、人的、物理的又は技術的に適切な措置を講ずるものとする。
- (1) 責任者は、健康情報等があらかじめ定めた方法に従って取り扱われていることを確認する。
 - (2) 第5条第1項に定める者以外は、原則、健康情報等を取り扱ってはならない。
 - (3) 健康情報等を含む文書（磁気媒体を含む。）は、施錠できる場所への保管、記録機能を持つ媒体の持ち込み・持ち出し制限等により情報の盗難・紛失等の防止の措置を講ずる。
 - (4) 健康情報等のうち、体系化され、検索可能な個人データに当たるものを扱う情報システムに関して、アクセスの制限、アクセス記録の保存、パスワード管理、外部からの不正アクセスの防止等により、情報の漏えい等の防止の措置を講ずる。
- 3 健康情報等は、法令又は熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号）に定める保存期間に従い保管するものとする。利用目的を達した場合は、速やかに廃棄又は消去するものとする。
- 4 情報の漏えい等が生じた場合には、速やかに第5条第2項に定める責任者及び県政情報文書課に報告するものとする。また、被害の拡大防止、事実関係の調査及び原因の究明、影響範囲の特定、再発防止策の検討及び実施、影響を受ける可能性のある本人への連絡等並びに事実関係及び再発防止策の公表などの必要な措置を講じるものとする。
- 5 健康情報等の取扱いを委託する場合は、委託先において当該健康情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

（健康情報等の開示、訂正等（追加及び削除を含む。以下同じ。）及び使用停止等（消去及び第三者への提供の停止を含む。以下同じ。））

第8条 職員本人から条例に定める方法により当該本人の健康情報等の開示請求を受けた場合、条例に基づき、適切に対応するものとする。

2 職員本人から条例に定める方法により当該本人の健康情報等について訂正、追加、削除及び使用停止（第三者への提供の停止を含む。以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合、条例に基づき、適切に対応するものとする。

（健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い）

第9条 健康情報等は、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、第三者へ提供してはならない。ただし、第2条第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く。また、次の各号に掲げる場合に該当するときの健康情報等の提供先は、第三者に該当しない。

(1) 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第66条第1項から第4項、第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の10第3項の規定に基づき、健康診断又は面接指導等の実施を委託するために必要な職員の個人情報を外部機関（健康診断実施機関等）に提供する場合、その他法令に基づく場合

(2) 地方職員共済組合熊本県支部と共同して健康診断や保健事業を実施する場合

(3) 組織改編その他の事由による事業の承継に伴って当該個人データが提供される場合

2 健康情報等を第三者に提供する場合、次の各号に掲げる事項の記録を作成の上、第7条第3項に基づいて保存するものとする。ただし、第2条第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 当該健康情報等を提供した年月日

(2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

(3) 当該健康情報等の項目

(4) 職員本人の同意を得ている旨

（第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い）

第10条 第三者から健康情報等の提供を受ける場合には、次の各号に定める事項を当該各号に定める方法により確認するものとする。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人）の氏名を、当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により確認する。

(2) 当該第三者による当該健康情報等の取得の経緯を、当該第三者から当該第三者による当該健康情報等の取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受け方法その他の適切な方法により確認する。

2 前項の規定による確認を行ったときは、次の各号に掲げる事項の記録を作成の上、第7条第3項に基づいて保存するものとする。

(1) 当該健康情報等の提供を受けた年月日

(2) 前項各号に掲げる事項

(3) 当該健康情報等の項目

(4) 職員本人の同意を得ている旨

（組織改編等に伴う健康情報等の引継ぎに関する事項）

第11条 組織改編その他の事由により他所属から事業を承継することに伴って健康

情報等を取得する場合、安全管理措置を講じた上で、適正な管理の下、当該健康情報等を引き継ぐものとする。

- 2 労働安全衛生法によらず取り扱う情報のうち、承継前の利用目的を超えて取り扱う場合には、あらかじめ職員本人の同意を得る。

（健康情報等の取扱いに関する苦情の処理）

第 12 条 健康情報等の取扱いに関する苦情は、総務部総務私学局総務厚生課が担当し、連絡先は以下とする。

電 話：096-333-2760（直通） 内線 3241

メール：fukuri-kousei@pref.kumamoto.lg.jp

- 2 苦情に適切かつ迅速に対処するものとし、必要な体制を整備する。

（要綱の職員への周知の方法）

第 13 条 本要綱は、各所属への通知及び共用キャビネットへの掲載等により職員に周知するものとする。

- 2 職員が退職後に、健康情報等を取り扱う目的を変更した場合には、変更した目的を退職者に対して周知するものとする。

（教育・啓発）

第 14 条 健康情報等の取扱いに関して、健康情報等を取り扱う者等を対象に研修を行うものとする。

（その他）

第 15 条 必要に応じて、本要綱を見直すこととし、見直しを行う場合は、本庁衛生委員会で審議するものとする。

附則 本要綱は、令和 2 年（2020 年）年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 : 健康情報等の具体的内容

- 1 安衛法第 65 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県が作業環境測定の結果の評価に基づき、職員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果
 - 1-2 上記 1 の健康診断の受診・未受診の情報
- 2 安衛法第 66 条第 1 項の規定に基づき県が実施した雇入時健診の結果並びに安衛法第 66 条第 5 項の規定に基づき職員から提出された健康診断の結果
 - 2-2 安衛法第 66 条第 1 項の定期健康診断から第 4 項までの規定に基づき県が実施した健康診断の結果並びに安衛法第 66 条第 5 項及び第 66 条の 2 の規定に基づき職員から提出された健康診断の結果
 - 2-3 上記 2-2 の安衛法第 66 条第 1 項に基づく定期健康診断を実施する際、県が追加して行う健康診断の結果
 - 2-4 上記 2-2 の安衛法第 66 条第 1 項の定期健康診断及び安衛法第 66 条第 5 項に基づく定期健康診断の受診・未受診の情報
 - 2-5 上記 2-4 の定期健康診断の結果に基づく精密検査等の受診の有無
 - 2-6 安衛法第 66 条の 4 の規定に基づき県が医師又は歯科医師から聴取した意見
 - 2-7 第 66 条の 5 第 1 項の規定に基づき県が講じた健康診断実施後の措置の内容
- 3 安衛法第 66 条の 7 の規定に基づき県が実施した保健指導の内容
 - 3-2 上記 3 の保健指導の実施の有無
- 4 安衛法第 66 条の 8 第 1 項(第 66 条の 8 の 2 第 1 項)の規定に基づき県が定める「長時間勤務による健康障害防止対策実施要領」4 (1) イに定める助言指導、同要領 4 (2) ア及び同要領 4 (3) に定める保健指導(産業医面接)の結果
 - 4-2 上記 4 の保健指導(産業医面接)対象職員からの保健指導(産業医面接)の申出の有無
 - 4-3 上記 4 の保健指導(産業医面接)対象職員から提出された長時間勤務者保健指導等問診票等の内容
- 5 安衛法第 66 条の 8 第 4 項(第 66 条の 8 の 2 第 2 項)の規定に基づき県が定める「長時間勤務による健康障害防止対策実施要領」4 (1) イに定める助言指導、同要領 4 (2) ア及び同要領 4 (3) に定める保健指導(産業医面接)により医師から聴取した意見
 - 5-2 上記 5 に基づき、県が講じた助言指導又は保健指導(産業医面接)実施後の措置の内容
- 6 安衛法第 66 条の 10 第 1 項の規定に基づき県が実施したストレスチェックの結果
 - 6-2 安衛法第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づき県が実施した面接指導の結果
 - 6-3 上記 6-2 の職員からの面接指導の申出の有無
 - 6-4 安衛法第 66 条の 10 第 5 項の規定に基づき県が医師から聴取した意見
 - 6-5 安衛法第 66 条の 10 第 6 項の規定に基づき県が講じた面接指導実施後の措置の内容
- 7 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書
- 8 通院状況等疾病管理のための情報
- 9 健康相談の実施の有無
- 10 健康相談の結果
- 11 職場復帰のための面談の結果
- 12 任意に職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報

別表 2：健康情報等の取扱いに関する定義

取扱方法の種類	具体的内容
収 集	健康情報等を入手すること (健康診断結果の収集だけでなく、面談等により入手、記録することも含む。)
保 管	入手した健康情報等を保管すること (紙媒体での保管、電子媒体での保存の両者を指す。)
使 用	健康情報等を取り扱う権限を有する者が、健康情報等を(閲覧を含めて)活用すること、また第三者に提供すること (紙媒体で入手した健康情報等をデータ化する場合も含む。)
加 工	収集した健康情報等の他者への提供に当たり、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換すること (例えば、健康診断の結果等をそのまま提供するのではなく、所見の有無や検査結果を踏まえ、医師の意見として置き換えることなど。)
消 去	収集、保管、使用、加工した情報を削除するなどして使えないようにすること

別表 3：健康情報等を取り扱う者の分類

健康情報等を取り扱う者	具体的内容
産業保健業務従事者	総務部総務私学局総務厚生課の課長、審議員及び産業保健業務に従事する職員並びに熊本県産業医(出先事業場産業医を含む。)
管理監督者	各所属の所属長、健康管理推進員及び人事担当課長補佐
人事部門の管理監督者	総務部人事課長(当該職の監督の下で事務を行う職員のうち必要な者を含む。)

別表４：健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲

健康情報等の種類		業務従事者 産業保健	管理監督者	人事部門の 管理監督者
1	安衛法第 65 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県が作業環境測定の結果の評価に基づき、職員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	◎	△	△
1-2	上記 1 の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△
2	安衛法第 66 条第 1 項の規定に基づき県が実施した雇入時健診の結果並びに安衛法第 66 条第 5 項の規定に基づき職員から提出された健康診断の結果	△	△	◎
2-2	安衛法第 66 条第 1 項の定期健康診断から第 4 項までの規定に基づき県が実施した健康診断の結果並びに安衛法第 66 条第 5 項及び第 66 条の 2 の規定に基づき職員から提出された健康診断の結果	◎	△	△
2-3	上記 2-2 の安衛法第 66 条第 1 項に基づく定期健康診断を実施する際、県が追加して行う健康診断の結果	◎	△	△
2-4	上記 2-2 の安衛法第 66 条第 1 項の定期健康診断及び安衛法第 66 条第 5 項に基づく健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△
2-5	上記 2-4 の定期健康診断の結果に基づく精密検査等の受診の有無	◎	○	△
2-6	安衛法第 66 条の 4 の規定に基づき県が医師又は歯科医師から聴取した意見	◎	△	△
2-7	第 66 条の 5 第 1 項の規定に基づき県が講じた健康診断実施後の措置の内容	△	◎	△
3	安衛法第 66 条の 7 の規定に基づき県が実施した保健指導の内容	◎	△	△
3-2	上記 3 の保健指導の実施の有無	◎	△	△
4	安衛法第 66 条の 8 第 1 項（第 66 条の 8 の 2 第 1 項）の規定に基づき県が定める「長時間勤務による健康障害防止対策実施要領」4（1）イに定める助言指導、同要領 4（2）ア及び同要領 4（3）に定める保健指導（産業医面接）の結果	◎	△	△
4-2	上記 4 の保健指導（産業医面接）対象職員からの保健指導（産業医面接）の申出の有無	◎	△	△
4-3	上記 4 の保健指導（産業医面接）対象職員から提出された長時間勤務者保健指導等問診票等の内容	◎	—	—
5	安衛法第 66 条の 8 第 4 項（第 66 条の 8 の 2 第 2 項）の規定に基づき県が定める「長時間勤務による健康障害防止対策実施要領」4（1）イに定める助言指導、同要領 4（2）ア及び同要領 4（3）に定める保健指導（産業医面接）により医師から聴取した意見	◎	△	△

5-2	上記5に基づき、県が講じた助言指導又は保健指導（産業医面接）実施後の措置の内容	△	◎	△
6	安衛法第 66 条の 10 第 1 項の規定に基づき県が実施したストレスチェックの結果	◎	△※	—
6-2	安衛法第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づき県が実施した面接指導の結果	◎	△※	—
6-3	上記 6－2 の職員からの面接指導の申出の有無	◎	△※	—
6-4	安衛法第 66 条の 10 第 5 項の規定に基づき県が医師から聴取した意見	◎	△※	—
6-5	安衛法第 66 条の 10 第 6 項の規定に基づき県が講じた面接指導実施後の措置の内容	△	◎	△
7	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	△	◎	△
8	通院状況等疾病管理のための情報	△	◎	△
9	健康相談の実施の有無	◎	△	△
10	健康相談の結果	◎	△	△
11	職場復帰のための面談の結果	○	◎	○
12	任意に職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報	◎	△	△
◎：情報の収集、保管、使用、加工及び消去を行う。 ○：情報の収集、保管及び使用を行う。 △：要領等に基づく場合、又は「健康確保措置の実施」、若しくは「安全配慮義務の履行」のために必要な場合に、情報を受け、保管及び使用を行う。 ※：高ストレス者のうち、同意のあった者に限る。				

別表 5：健康情報等の分類及び同意取得の有無・方法

法令に基づき、収集する情報	職員本人の同意を得ずに収集することができる。
法令で定められていない項目について収集する情報	適切な方法により職員本人の同意を得ることで収集することができる。本要綱に定めている情報に関しては、本要綱が、職員本人に認識される合理的かつ適切な方法により周知され、職員本人が本要綱に規定されている健康情報等を本人の意思に基づき提出したことをもって、当該健康情報の取扱いに関する職員本人からの同意の意思が示されたものと解する。